

東京海上日動の 小中学生総合補償制度のご案内

和歌山県PTA連合会推薦

24時間 お守りします

30%
団体割引

自転車で誤って
ケガをさせた
ケガをした

加害者側
被害者側
どちらも補償

熱中症に
なった

病気などで
入院や
手術をした

地震による
ケガ

買い物中
誤って商品を
壊してしまった

簡単!便利!

書類の提出不要!!

WEB加入

ご利用いただけます

※詳しくは別紙をご確認ください

募集締切日

4月30日(水)

※紙(加入依頼書)でのご加入の方は4月24日(木)必着です

掛金口座振替日

7月28日(月)

予備日 8月27日(水)

保険期間

令和7年 5月 1日 午後4時 から
令和8年 5月 1日 午後4時 まで

事故についての連絡先

事故受付センター(東京海上日動安心110番) >>>

☎ 0120-720-110

ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みいただきますようお願いいたします。

ご加入に際しては、「重要事項説明書」(ご加入内容確認事項(意向確認事項))を必ずご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。この保険は、和歌山県PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として和歌山県PTA連合会が有します。

○更新の方は、募集締切日までに特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り自動更新となります。

詳細は別紙送付の〈自動更新のご案内〉をご確認ください。

○新たにご加入される方は、WEBでもご加入いただけます。詳細は別紙をご確認ください。

○一部補償内容が変更となりました。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

○加入者証は6月以降に順次発送となります。

●加入対象者(被保険者)：和歌山県PTA連合会会員のお子様で和歌山県下の公立小・中学校に在籍している方

お問い合わせ先 TEL 073-497-5678 株式会社 東京海上日動パートナーズかんさい 和歌山支社 〒640-8154 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル6F

〔担当支社〕和歌山支社 | TEL 073-431-1374 和歌山市西丁38 Regulusビル4F / 南紀支社 | TEL 0739-24-1822 田辺市東陽2-57 田辺東京海上日動ビル1F

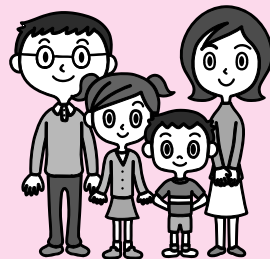
〔引受保険会社〕東京海上日動火災保険株式会社

24TX-005349 (2025年1月作成)

子供たちの笑顔あふれる活発な日常、多くの挑戦をお守りするために安心の**24時間補償**です。
大きな事故につながる自転車事故だけでなく、**学校生活・学校生活外、平日や休日、国内・外に関わらず**
様々な危険から子供たちの現在と未来を守ります！

大切なお子様を取り巻く様々な危険から安心補償でしっかりとお守りします。

こんな場合に保険金をお支払いします。



団体総合生活保険

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

① 個人賠償責任補償特約

こんなときに

- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせてしまった。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。

国内外で日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

【T1～T4プラン（一部変更に関する特約あり）】

*携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

【T5プラン（一部変更に関する特約なし）】

*携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



② トラブル対策費用補償・弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

こんなときに

- 自転車に轢かれ大ケガを負ったが、相手が無保険で何も対応してもらえないので損害賠償請求したい。
- 子どもが学校で、所持品を隠される等のいじめを受け、不登校になった。対処法を弁護士に相談したい。
- 電車内で痴漢*3され、怖くて電車に乗れなくなったため、相手への損害賠償請求を弁護士へ依頼したい。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*3・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*4等により精神的苦痛を被った場合*1に、防犯対策等の初期費用から、損害賠償請求等の弁護士費用まで、トラブル解決に要する様々な費用を負担した際に保険金をお支払いします。*2 (T5プラン:トラブル対策費用補償は対象外)

お支払いする保険金

- 防犯対策費用(防犯装置の設置等)
- 転校費用(制服の購入費用や入学金等)
- カウンセリング費用*5(臨床心理士等へのカウンセリング費用)
- 弁護士費用・法律相談費用(法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼する等)

*1.警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。*2.詳細は「補償の概要等」をご参照ください。
*3.痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。*4.職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*5.臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます)によるカウンセリングに限りま



③ ケガの補償

お子様がケガをした場合

T5プランを除く

国内外での急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金が支払われます。校内・通学途上、クラブ活動、旅行、レジャー等はもちろん、ご自宅や休日のケガも補償します。

自転車での事故でお子様がケガをした場合

お子様が日本国内で次の事故によりケガをされた場合に、死亡・後遺障害・入院*1・手術*2・通院*3の各保険金をお支払いします。(T5プラン:手術保険金は対象外)

- 自転車で搭乗している間の急激かつ偶然な外来の事故
- 走行中の自転車との衝突・接触事故

*1.事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。*2.事故の日から180日以内に受けた手術に限りま



④ 特定感染症の補償

お子様が特定感染症を発病した場合

(T5プランを除く)

特定感染症*を発病した場合に、後遺障害・入院・通院保険金をお支払いします。

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

こんなときに

- 鳥インフルエンザ
- SARS
- O157
- 結核
- エボラ出血熱

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、「五類感染症」への変更に伴い、「特定感染症」の定義から外れることになり、補償の対象外です。



お子様が病気になった場合

(T1～T3プラン)

入院医療保険金

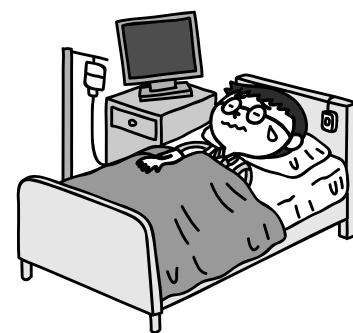
病気を被り、その治療のために保険期間中に開始した入院が1日を越えて継続した場合に、1回の入院につき60日を限度として保険金をお支払いします。

手術医療保険金

病気を被り、その治療のために保険期間中に手術*1をした場合、または放射線治療*2を受けた場合に、保険金をお支払いします。(T3を除く)

入院療養一時金

病気を被り、長期入院(継続して60日以上)が必要であると診断された場合に、保険金をお支払いします。



- 特定感染症を発病した場合には、④の特定感染症の補償からも⑤の病気の補償からお支払いします。

*1.傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払い対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。また時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。*2.血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。*3.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

天災(地震・噴火・津波)によってお子様がケガをした場合 (T5プランを除く)

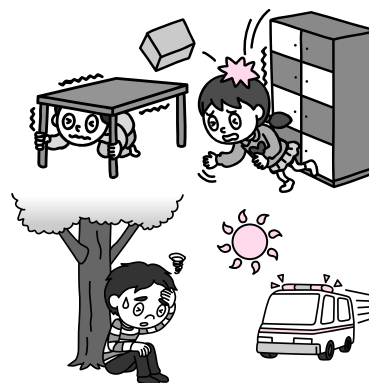
天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)によって生じたケガによるお子様の死亡、後遺障害、入院、手術、通院保険金を補償します。

天災危険補償

お子様が熱中症になった場合

(T5プランを除く)

お子様が熱中症(日射または熱射による急激かつ外来の身体の障害)になった場合に保険金をお支払いします。



お子様が細菌性食中毒等になった場合

(T5プランを除く)

細菌性食中毒等によるお子様の死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。細菌性食中毒等とは、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌等による細菌性食中毒およびノロウイルス等によるウイルス性食中毒等をいいます。

扶養者が事故で亡くなられた場合(天災による事故も含む)

(T5プランを除く)

扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に保険金(一時金)をお支払いします。※あらかじめ扶養者を指定していただきます。※天災危険補償特約(傷害、育英費用)は、扶養者と保険の対象となる方(お子様)の補償です。

お子様が犯罪行為等の被害で死亡または所定の後遺障害が生じた場合 (T1～T3プラン)

お子様が犯罪行為またはひき逃げ事故等の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

学校の授業・登下校中等にお子様の携行品に損害が生じた場合

(T1～T3プラン)

学校の授業・登下校中などに、お子様が携行している身の回りの品に、偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

保険金額・保険料

団体割引 30% ^{〔職種級別A*2〕適用}		T1 おすすめ		T2		T3		T4		T5	
割引適用前の年間掛金		22,190円		16,720円		11,760円		7,440円		5,160円	
割引適用後の年間掛金 〈一時払〉〈保険料+制度維持費120円〉*7		15,570円		11,740円		8,270円		5,250円		3,640円	
①個人賠償責任補償特約 ^{*5・*6}		国内示談交渉サービス付き 国内無制限 / 国外1億円									
②	弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)	300万円									
	トラブル対策費用補償特約 ^{*1}										
③ケガの補償	死亡保険金・後遺障害保険金 (合算でのお支払い)	24時間補償	約6～150万円	24時間補償	約4～100万円	24時間補償	約2～50万円	24時間補償	約2～50万円	補よる自 る転車 るケガ る事故 の償みに	約12～300万円
	入院保険金日額 (45日限度)		3,500円		2,500円		1,500円		1,500円		6,000円
	手術保険金 ^{*4}		17,500円・35,000円		12,500円・25,000円		7,500円・15,000円		7,500円・15,000円		補償されません
	通院保険金日額 (45日限度)		2,500円		2,000円		1,500円		500円		4,000円
④感染症の補償	後遺障害保険金	約6～150万円		約4～100万円		約2～50万円		約2～50万円		補償されません	
	入院保険金日額 (45日限度)	3,500円		2,500円		1,500円		1,500円			
	通院保険金日額 (45日限度)	2,500円		2,000円		1,500円		500円			
⑤病気の補償	疾病入院医療保険金日額 (1泊2日以上・60日限度)	1,500円		1,000円		500円		補償されません			
	疾病入院療養一時金 (60日以上入院が必要との診断時)	10万円		10万円		10万円					
	疾病手術医療保険金 ^{*3}	7,500円・15,000円		5,000円・10,000円		補償されません					
⑥地震・噴火・津波補償 (天災危険補償)		上記③の内容で補償		上記③の内容で補償		上記③の内容で補償		上記③の内容で補償			
⑦熱中症補償											
⑧細菌性食中毒等補償											
⑨育英費用補償 ^{*5} (天災による事故も含みます)		850万円		480万円		200万円		80万円			
⑩被害事故補償 ^{*5}		500万円		500万円		500万円		補償されません			
⑪学校管理下動産 ^{*5} 免責金額 (自己負担額) 5,000円		10万円		10万円		10万円					

*1.保険期間中に、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。
*2.上記の保険料は職種級別Aの方を対象としたものです(T5プランは除く)。お子様が継続的に職業に従事している等で職種級別Aに該当しない場合は、保険料が異なりますので代理店にお問い合わせください。なお、学生の職種級別はAになります。 *3.手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、拔牙等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*8 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *4.手術保険金のお支払い額は、③の入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)となります。傷の処置や拔牙等お支払いの対象外の手術があります(T5プランは補償対象外)。 *5.この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は次の通り保険金をお支払いします。「他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合」;他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。「他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合」;既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 *6.情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円が支払限度額となります。(T1～T4プラン) *7.1被保険者につき制度運営費 120円を頂戴いたします。制度運営費は集金代行手数料・通信費等・当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されています。 *8.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

お引落とし

7月28日(月)

予備日 8月27日(水)

掛金口座振替日

※口座からのお引落としは、集金代行会社 明治安田収納ビジネスサービス(株)によりさせていただきます。※なお、ご通帳には「MBS」または「MBS.ワカヤマケンPTA」と記帳されます。



もしお引き落としができなかったら・・・

残高不足等で、万一7月28日(月)に掛金のお引き落としができなかった場合は、8月27日(水)に再請求させていただきます。2日ともお引き落としができなかった場合は、振込用紙を9月に送付させていただきます。期日までにお振込みいただかなかった場合は、補償開始日(5月1日)にさかのぼってご加入は無効となりますのでご注意ください。

*各学校ではご加入の受付はいたしません。右記〈ご加入方法〉の要領にてお申込みください。 *ご加入された方には、加入者票を6月末までに送付いたします。 *この保険契約は、和歌山県PTA連合会を契約者とし、PTA連合会会員のお子様で、和歌山県下の公立小・中学校に在籍する生徒の皆様を被保険者(保険の対象となる方)とする団体総合生活保険の団体契約です。従いまして保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として和歌山県PTA連合会が有します。 *転校等により団体構成員でなくなった場合は必ずご加入の代理店までお申出ください。

- ◆当制度は、小学生のお子様が小学校をご卒業されるまで、中学生のお子様が中学校をご卒業されるまで自動更新です。
- ◆加入者数の増減や保険金支払実績等によって翌年の割引率が変わります。また、商品改定等により、補償内容や保険料が変更となる場合もございます。毎年更新案内にてお知らせ致します。
- ◆今年度4月に中学校にご進学された場合は自動更新とはなりませんので、新たにご加入手続きが必要です。

ご加入方法

※下記①～③に該当する方のみの流れです
①新小学1年生の方
②新中学1年生の方
③在校生で新規でのご加入の方



1 プランを選ぶ

プランを1つお選びください。

2 WEBでお申込み

＼スマホ・タブレット・PCから／
二次元コードからお手続きください。
※詳しくは同封の別紙のチラシをご確認ください。



書類提出
不要で便利!



お申込みの際に「グループコード」が必要です。お手元にご用意ください。
※別紙の「お手続き先グループコード一覧」をご確認ください。



3 WEBで口座登録

加入手続き完了後、続けてWEBで口座登録の手続きをしてください。
※一部対象外の金融機関がございますので、お手続きが出来ない場合は、以下問い合わせ窓口までご連絡ください。

WEB加入ができない方



スマホやネット環境がなく、WEB加入が出来ない方は、「加入依頼書」を郵送いたしますのでご連絡ください。

問い合わせ窓口
(株)東京海上日動パートナーズかんさい 和歌山支社
073-497-5678

ご記入いただいた「加入依頼書」は同封の返信用封筒にて

募集締切日4月24日(木)までに到着するようお送りください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社・担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

- 緊急医療相談 ● 医療機関案内 ● がん専用相談窓口
- 転院・患者移送手配 ● 予約制専門医相談

※予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

受付時間 24時間365日

☎ 0120-708-110

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。



サービス詳細

介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

- 情報サイト 介護情報ネットワーク
- 介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供しています。
www.kaigonw.ne.jp



受付時間 いずれも土日祝日・年末年始を除く

☎ 0120-428-834

- 電話介護相談 9時～17時
- 各種サービス優待紹介 9時～17時



サービス詳細

デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するご相談や暮らしに役立つ情報をご提供します。法律や税務は提携の弁護士等がお電話やメールで、社会保険は提携の社会保険労務士がお電話で対応します。

- WEBからのご相談はこちら
- www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html



受付時間 いずれも土日祝日・年末年始を除く

☎ 0120-285-110

- 法律相談 10時～18時
- 税務相談 14時～16時
- 社会保険に関する相談 10時～18時
- 暮らしの情報提供 10時～16時



サービス詳細

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット



提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- いじめ・嫌がらせ等に関するご相談
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)についてご相談いただけます。
- 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法についてご相談いただけます。

受付時間 いずれも土日祝日・年末年始を除く

- いじめ・嫌がらせ等に関するご相談 10時～18時

☎ 0120-300-575

- 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談
7時30分～9時30分/17時～22時

☎ 0120-106-670

いざという時、すぐにご相談いただけるよう、携帯電話等に左記の番号をご登録いただくと安心です。

(各サービス共通)
ご注意ください

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- * 1. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- * 2. 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

【重要】ご加入に際し必ずお読みください

①「重要事項説明書」(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)、②「補償の概要等」(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)、③「ご加入内容確認事項」および④「保険の対象となる方(被保険者)について」は、二次元コードのアクセス先または和歌山県PTA連合会ホームページより必ずご確認ください。
(<http://www.wakayamaken-pta.jp/tokiomarine-hoken.html>)

※上記①～④については、印刷・保管されることをおすすめいたします。なお、冊子ご希望の場合は、担当代理店までご連絡ください。



総合保障制度
について



総合保障制度
(東京海上日動)